

議 事 録

会議の名称	令和5年第7回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和5年7月25日(火) 午後2時から 午後2時35分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第38号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>(2) 第39号議案 農用地利用集積計画の決定について(通年)</li> <li>(3) 第40号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</li> <li>(4) 第41号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(5) 第42号議案 本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>(6) 報告第35号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>(7) 報告第36号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>(8) 報告第37号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</li> <li>(9) 報告第38号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について</li> <li>(10) 報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について</li> </ol> </li> <li>5 事務局連絡事項</li> <li>6 閉会</li> </ol>
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年第7回本庄市農業委員会総会議事日程</li> <li>2 令和5年第7回本庄市農業委員会総会議案</li> <li>3 事務局連絡事項</li> </ol>
主管課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和5年第7回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。委員の皆さまにおかれましては、大変お暑い中、農地パトロールを進めていただき大変ありがとうございました。また、コロナ感染者が少しずつ増えていきますので、ワクチン接種等できる限りの予防策をしていただければと思います。</p> <p>事務局からも話があったとおり、本日も色々と会議が予定されていますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>本日の会議でございますが、出席の農業委員数が農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。それでは、以降の議事進行は、総会会議規則の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。本日は、7番福田委員、8番立石委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。まず、第38号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第38号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、売買による所有権移転1件となります。</p>

	<p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件でございますが、農地法第3条第2項の規定に基づき、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件となっており、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと、許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の田1筆及び畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、3ページとなります。全ての申請につきまして、受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案について、地区担当委員からの報告を求めます。整理番号1について、立石委員の報告を求めます。</p>
立石委員	<p>8番立石より報告いたします。7月20日午前10時頃、内田推進委員と受人より聴き取り調査を行いました。申請内容については、議案書2ページをご覧ください。議案書3ページが申請地位置図となっております。申請地は本庄総合公園より西へ約200メートルに位置しています。</p> <p>申請理由は、渡人が相続した土地を農業ができないとのことで受人に相談したところ、受人が引き受けてもよいとの理由で、売買による所有権移転となります。当該地は二十数年に渡り、耕作放棄地で草木が生い茂り、農地パトロールでも毎年問題になっていた場所であります。今回、受人が木の伐採と伐根を行い、農地として蘇らせようと努力しております。現地を確認したところ、伐根も進み農地になりつつある状況です。受人の年齢は66歳、年間240日ほど農業に従事しています。主な作物は、ブロッコリー、白菜、なす、米などを作付けしております。所有する農機具はトラクター2台、軽トラック1台、動力噴霧器1台、高圧洗浄機等を所有し、経営の生産性は適当であると思われまます。</p> <p>皆さまのご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、第38号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。第38号議案について、許可することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第38号議案は許可とします。</p> <p>次に、第39号議案「農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程し</p>

	<p>ます。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第39号議案をご説明いたしますので、議案書4ページをお願いいたします。</p> <p>第39号議案、農用地利用集積計画の決定について（通年）を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）、以降「改正法」と申し上げますが、改正法附則第5条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本計画は、改正法附則第5条の規定による、改正法の施行日の令和5年4月1日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。</p> <p>計画内容につきましては、5ページから7ページまでをお願いいたします。申請件数は、2件です。畑20筆の面積合計21,271.87平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>農用地利用集積計画は、改正法附則第5条第1項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合するものであることが決定の要件となっております。本計画でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、第39号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>質疑なしと認めます。第39号議案について、原案のとおり決定することに、異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、第40号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第40号議案をご説明いたしますので、議案書8ページをお願いいたします。</p> <p>第40号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを、ご説明申し上げます。本議案につきましては、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、意見書を埼玉県知事に送付するため、別紙の農地転用許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画変更申請の内容をご説明いたしますので、9ページをお願いいたします。</p>

	<p>申請件数は、1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆です。令和5年6月14日が許可日となっております。</p> <p>申請地位置図は、10ページをお願いいたします。計画変更申請の内容ですが、転用目的に変更はございませんが、土地利用計画の変更に伴い計画変更をするものでございます。計画変更する理由でございますが、当初の申請地の一部につきまして、近隣住民からの要望により、道路後退用地として本庄市に寄附をするため、申請に至ったものでございます。また、申請地の北東部分の一部につきましても、隣接する地権者より、水道管の埋設用地及び進入路用地として利用したいとの申し出があるため、今後、農地転用許可申請及び計画変更申請を行う予定です。以上でございます。</p>
議長	<p>第40号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。よって、第40号議案について、許可相当とすることに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第40号議案は許可相当として埼玉県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、第41号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第41号議案をご説明いたしますので、議案書11ページをお願いいたします。</p> <p>第41号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましても、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、12ページをお願いいたします。申請件数は、使用貸借権1件及び所有権移転4件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、小賀野委員でございます。</p>

申請地位置図は、13ページをお願いいたします。5-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと考えます。

次に、整理番号2でございます。12ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑6筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、間正委員でございます。

申請地位置図は、14ページをお願いいたします。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号3でございます。12ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑4筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、岡芹委員でございます。

申請地位置図は、15ページをお願いいたします。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号2と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号4でございます。12ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、倉庫及び事務用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、小賀野委員でございます。

	<p>申請地位置図は、16ページをお願いいたします。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号2と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。</p> <p>最後に、整理番号5でございます。12ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建築条件付売買予定地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、17ページをお願いいたします。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号2と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号5について、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について小賀野委員の報告を求めます。</p>
小賀野委員	<p>19番、小賀野より報告させていただきます。7月18日午後5時頃、山本推進委員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地の概要については議案書13ページの地図をご覧ください。申請地は成就院から北東約100メートルに位置しております。恐れ入ります、議案書12ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は、自己用住宅用地として使用貸借権の設定となっております。借受人と貸渡人の関係は親子です。申請人は、現在申請地近くのアパートに親子3人で生活しています。子供の成長によりアパートが手狭になり、住居を構えたいと考え、今回の申請に至りました。以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると考えます。</p> <p>現地について調査いたしました。農地を分断し、集団性に使用が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れも無いことから、転用にあたっては特に問題ないと思われま。以上、ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号2について、間正委員の報告を求めます。</p>
間正委員	<p>16番、間正より報告させていただきます。7月19日午後4時頃、清水推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書14ページ5-</p>

	<p>2の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は県道児玉長瀬線の秋平橋から下流へ約250メートルに位置しております。受人が事業を展開する工場の西側で、山林、宅地、原野を含めた一体利用を計画しているとのこと。恐れ入りますが、議案書12ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は工場増設のための敷地拡張となります。議案書にあるとおり、非常に大きな面積の農地が今回の造成計画に含まれておりますが、受人は主に食用油の製造販売を営んでいる工場となります。児玉町秋山にある関東工場では、こめ油の原料となる米ぬかから原油を抽出する工場として稼働しています。一日に約80トンの米ぬかから、およそ20トンのこめ油の原油が取れるそうです。</p> <p>現在、関東工場で製造されたこめ油の原油を和歌山県の本社工場へ輸送し、数段階の精製作業を行った後に製品として出荷していますが、輸送コストの削減や頻発する自然災害といったリスクへの対処を目的として、関東工場に本社工場と同じ原油を精製する機能を新設するため、今回の申請に至ったものです。</p> <p>以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われま。また、この申請地の場所は、小山川の河川改修前は川の水が流れていた地域で、農地は石や砂利が混じっていて、地主が非常に骨を折って耕作してきた場所で、最近では保全管理をしているようです。</p> <p>農地を分断したり集団性に支障が生じることはないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたって特に問題はないと思います。以上、報告申し上げます。よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	整理番号3について、岡芹委員の報告を求めます。
岡芹委員	<p>整理番号3について、9番岡芹より報告します。7月19日午前9時頃から門倉推進委員及び荒井推進委員と現地確認及び申請代理人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書15ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線西富田歩道橋の信号交差点から西方向へ300mほどの場所で、延命寺から東に隣接した集落の中に位置しています。</p> <p>恐れ入ります。議案書12ページにお戻りください。申請目的は、業者を介した売買で、現在、市外のアパートに家族4人で住んでいます。子どもが成長し、アパートでは手狭になってきたことと、来春には小学校へ入学を控えていることから、条件の良い土地を探していました。この土地は通勤や通学に便利な場所なので購入し、住宅を建設したいと思っているとのことです。</p> <p>申請地周辺の状況を北側の進入路より検分すると、東側、西側及び南側は住宅が建ち並んでいます。進入路の市道沿いは農地ですが、作付けした様子は見られ</p>



	<p>ません。北側の農地に対して日照や風通しなどの支障をきたす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないと思われま。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号4について、小賀野委員の報告を求めます。</p>
小賀野委員	<p>19番、小賀野が報告させていただきます。7月19日午後7時頃、出牛推進委員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地の概要については議案書16ページの5-4の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は国道254号線長浜町北交差点より東に約50メートルに位置しています。恐れ入ります、議案書12ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は倉庫・事務用地としての所有権移転となっております。申請人は、申請地の近隣にある〇〇株式会社〇〇工場にて、配送業務を営んでおります。今般、〇〇株式会社から新たに保管、配送、管理業務を受注し、その保管場所が必要となることから新たに倉庫を建築することとなりました。</p> <p>申請地は工場から約1キロメートルと近く、国道254号線沿いで交通の利便性も良いために適地と判断し選定したとのこと。</p> <p>現地について調査しましたところ、国道に面し、周辺は店舗や社会福祉施設などが建ち並んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないと思われま。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号5について、立石委員の報告を求めます。</p>
立石委員	<p>8番立石より報告させていただきます。7月20日午前10時30分頃、内田推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書17ページ5-5の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、北泉公民館から本庄寄居線を挟んで南東方向すぐの場所に位置しております。周辺の状況は、アパートや住宅などが建ち並んでいます。恐れ入ります。議案書12ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は建築条件付売買予定地としての所有権移転でございます。</p> <p>今回、譲受人は申請地を買い受け、5区画に区割りした土地を建築条件付きの分譲地として販売する計画となっております。</p> <p>申請地周辺は、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないと思われま。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>第41号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p>

	<p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。第41号議案について、許可相当とすることに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、よって、第41号議案は許可相当として埼玉県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、第42号議案「本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則の一部を改正する規則」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第42号議案をご説明いたしますので、議案書18ページをお願いいたします。</p> <p>第42号議案、本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則の一部を改正する規則について、本議案は、同規則の様式につきまして、文言の修正をしたいので、ご提案するものでございます。</p> <p>改正内容につきまして、19ページ以降の新旧対照表によりご説明させていただきます。19ページの様式第1号、20ページの様式第2号及び21ページの様式第3号、各様式につきましては改正を必要とする文言部分の抜粋となっておりますが、いずれも同様の修正となることから、様式第2号及び様式第3号の説明につきましては割愛させていただきますのでご了承をお願いいたします。</p> <p>19ページの様式第1号をお願いいたします。新旧対照表の右の表、改正後を基にご説明させていただきます。表の下から2段目、アンダーラインを付した部分が、改正部分でございます。</p> <p>1行目から2行目にかけての既存の「農地利用適正化推進員」を「農地利用最適化推進委員」に改めるもので、誤字に係る修正でございます。20ページの様式第2号及び21ページの様式第3号につきましても、様式第1号と同様に改正を行うものでございます。</p> <p>改めて、議案書18ページをお願いいたします。下から7行目、附則でございますが、施行期日を規定するもので、公布の日から、本議案の承認をいただきますと、本日、令和5年7月25日となりますが、公布の日から施行することとするものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>第42号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。第42号議案について、原案のとおり承認することに、異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、よって、第4 2号議案は原案のとおり承認しました。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。</p> <p>続きまして、報告があります。事務局より説明を願います。</p>
事務局長	<p>まずは、報告第3 5号をご説明いたしますので、議案書2 2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3 5号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容につきましては、2 3ページ及び2 4ページをお願いいたします。専決処分件数は、7件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第3 6号をご説明いたしますので、議案書2 5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3 6号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、2 6ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ること埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第3 7号をご説明いたしますので、議案書2 7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3 7号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容につきましては、2 8ページをお願いいたします。専決処分件数は、6件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ること埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第3 8号をご説明いたしますので、議案書2 9ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3 8号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたのでご報告するものでございます。</p> <p>提出件数は、2件です。報告書は3 0ページから3 4ページまでのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められ</p>

	<p>ている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。</p> <p>続きまして、報告第39号をご説明いたしますので、議案書35ページをお願いいたします。</p> <p>報告第39号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領しましたのでご報告いたします。</p> <p>通知内容につきましては、36ページをお願いいたします。受理件数は、1件です。農地の賃貸借について合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の座を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和5年第7回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>

令和5年第7回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和5年7月25日(火)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後2時45分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	出席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席	○		荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席	○		門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	欠席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	中西 太
局長補佐兼農地調整係長	高群 邦人
総務係長	飯川 佳紘
農地調整係主任	新井 靖子
農地調整係主事	江森 憲太
総務係主任	大和 亜寿未
支所環境産業課産業係主査	今井 勉

書記

局長補佐兼農地調整係長 高群 邦人